

第105号議案

足立区個人情報保護法施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区個人情報保護法施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることに加え、区における個人情報の適正な取扱いを規定することにより、区民の権利利益の侵害の防止を図り、もって信頼される区政の実現に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

(費用の納付)

第3条 開示請求の手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 連絡先

(2) 代理人の氏名及び住所又は居所

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければ

ばならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(特例延長)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求)

第 8 条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第 9 条 区長は、法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成 9 年足立区条例第 31 号）第 1 条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(足立区個人情報保護条例及び足立区特定個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 57 号。以下「旧条例」という。）

(2) 足立区特定個人情報保護条例（平成 27 年足立区条例第 43 号）

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前に旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日前に区の公の施設の管理業務に従事していた者のうち、施行日前に旧個人情報の取扱いに従事していた者

(4) 施行日前に旧実施機関において旧個人情報の取扱いに従事していた派遣労働者

2 施行日前に旧条例第23条又は第27条から第29条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 前条第1項各号に掲げる者がその業務に関して知り得た旧個人情報で、施行日前に旧実施機関が保有していたものに係る違反行為に対して施行日以後に行われる処罰については、なお従前の例による。

2 付則第2条各号の条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。